

《ロマンス諸語初出文献紹介》

『ストラスブールの誓約』

島 岡 茂

SERMENTS DE STRASBOURG

Pro deo amur et Pro christian poble et nostro commun saluament, d'ist di en auant in quant Deus sauir et podir me dunat, si saluarai eo cist meon fradre Karlo et in adiudha et in cadhuna cosa, si cum om preit son fradra saluar dift, in o quid il mi altre si fazet. Et ab Ludher nul plaid nunquam prindrai qui meon uol cist meon fradre Karle in damno sit.

〔現代語訳〕 Pour l'amour de Dieu et pour le salut commun du peuple chrétien et le nôtre, à partir de ce jour, autant que Dieu m'en donne le savoir et le pouvoir, je soutiendrai mon frère Charles de mon aide et en toute chose, comme on doit justement soutenir son frère, à condition qu'il m'en fasse autant, et je ne prendrai jamais aucun arrangement avec Lothaire, qui, à ma volonté, soit au détriment de mon dit frère Charles.

フランス語の初出文献は西暦 842 年 2 月 14 日、フランスのシャルル禿頭王とドイツ王ルイがストラスブール付近で交わした俗用語の誓約文である。シャルルとルイはともに敬虔王ルイの息子で異母兄弟にあたり、シャルルマニュ大王の孫だった。誓約の背景にある歴史的事実は、敬虔王の死によつて、その領土が三つに分割され、長兄のロテールが中央、次兄のルイが東、末弟のシャルルが西の部分を与えられたところから出発する。やがて領土をめぐって三兄弟の間に烈しい抗争が起つたが、その転末はニタールの『歴史』に詳述されている。抗争の第一期はルイとシャルルが協同して兄ロテールの領土を侵し、これを分割したもので、ストラスブールの誓約はその締めくくりになる。

ニタールの『歴史』はもちろんラテン語で書かれているが、誓約文の部分だけはロマン・ゲルマンの俗用語のまま載せてあり、これが両語の最古の文献になっている。そのころの誓約はラテン語で行われるのが通例で、俗語の例は珍しいが、宣誓の内容が双方の兵士たちにもわかるように俗用語を用いたものだろう。どちらの誓約も国王が相手方に向つて誓った部分と、これに応ずる相手方からの誓約と、二つの部分から成つてゐるが、本稿ではその最初の宣誓だけをとり上げることにする。

現存する誓約文の草稿はパリの国立図書館に残るそれが唯一のもので、それもニタールの死後 150 年をへた西暦 1000 年ごろ筆写されたものである。多くの写本と同じく、この誓約文にも筆写の誤りやあいまいな点が多く、最初に掲げたテキストも学者による解説をへて形成されたものである。さらに誓文の内容についても、『歴史』に併載されているゲルマン

語のテキストに比べて若干の語が追加され、宣誓の調子を強めているところから、このテキストは実際の誓文をかなり潤色したものという説もある。ニタールが禿頭王の腹心の史家だったことを考え合せると、それもあり得ないことではない。しかしここではその問題にはふれない。それは使用されている言語とは無関係だからである。

ではその言語であるが、同じ9世紀の末に成ったと推定される『聖女ウーラリの統誦』に比べて、誓約のことばはかなり大きな相違をみせる。まず音韻についてみると：

1) アクセントのある音節で *a* > *e* の変化がみられない： *fradre, saluar* (ウーラリでは *spede*)。

2) 開音節での *e, o* の重音化がみられない： *děo, pőblo* (ウーラリでは *ciel* < *celo*, *buona* < *bona*)； *savir, amur* にみるように狭い *e, o* はさらに狭まって *i, u* になっている (ウーラリでは *concreidre, bellezour* のように *ei, ou* の形に変化している)。

3) *a* の前の〔*k*〕が口蓋音化していない：

Karlo, cadhuna (ウーラリに *chief* < *capum*)。

4) 語末母音 *a, e, o* が弱体化して〔*θ*〕に近づいていた： *fradra, fradre, Karlo, Karle* の末尾から判断して、いずれも同一の〔*θ*〕をあらわしたものと推定できる。

5) 母音間の閉鎖子音 (*k, p, t*) の有音化：*sagrament* < *sacramentum*, *savir* < *sapere*, *fradre* < *fratrem* さいごの *d* はほとんど〔*ð*〕に近く発音されたものと思われ *cadhuna, aiudha*などのつづりをみると *dh* の形をとっている。

つぎに語形と統辞の問題に移ると、つぎのような点が注目される：

6) 主格・被制格の区別がみられる： *Deus, Deo, Karlus, Karlo, meos, meon*。属格を示す被制格が前置詞 (*de*) をとらずに使用されている： *Deo amur* (*amour de Dieu*)。『聖女ウーラリ』でも同じで、与格を示す被制格が前置詞 (*à*) をとらずに使用されている： *fu presentede Maximien* (*fut présentée à Max.*)。

7) 冠詞が使用されていない。これは『ウーラリ』に比べてとくに著しい対照をなしている： *Deo amur / li deo inimi; christian poblo / lo non christien*。『ウーラリ』では冠詞 *li, lo* の対立で格の区別がはっきり示されているが、誓約には指示詞はあっても冠詞はみられない。それだけ古文調なのである。

8) 未来形の出現：*saluarai, prindrai* にすでに今日の未来形がみられる。叙法性の強い用例だが、ロマンス諸語における最古の迂言的未来形である (ウーラリには今日の条件法の最初の用例がみられる：*sostendreiet*)。

9) 指示詞・所有詞の発展：*ist di, cist (ecceisti) meon fradre; in o (hoc)*。後者 (*o*) は前置詞と併用されるときだけ用いられ、独立的には *co (ecce hoc)* の形をとった (ウーラリに *czo*，聖アレクシ伝では *cio* の形がみられ〔*k*〕が口蓋音化していたことがわかる)。所有詞では強形・弱形が名詞の頭で競合している。強形は主として指示詞・冠詞と併用されていた； *cist meon fradre* (ウーラリに *lo suon element*), *son fradra*。

10) 古い語順がみられる。まず注目されるのは限定詞が被限定詞の前にくることである：*Deo amur (li Deo inimi)*，もっともこれらはどちらも *deo* 「神の」という特殊な用例で、最古フランス語でも限定詞の後置はかなり一般化していたようである。さらに注目されるのは目的補語に使用される名詞が動詞の前におかされることで、これがラテン語の影

影によることは明らかである： Deus sauir et podir me dunat ; om..son
fradra saluar dift

以上でわかるることは『誓約』の言語が、同時代の『ウーラリ』に比べてかなり古風であることである。共通語がなかった時代だから、この言語がどの辺の、どの人々の使ったことばであるかがまず問題になる。この問題に最初に手をつけたのは16世紀の文学者フォーシェで、かれによれば「今日、プロヴァンス・カタロニア・ラングドックの人々が用いている言語に近い」とされている。その根拠はさきにあげた 1) から 3) までの音韻特徴によるものと思われる。たしかに北仏のオイル語では $a > e$, $e > ie$, $o > uo$ などの変化は9世紀までに完成していたので、『ウーラリ』の言語と比べても、誓約のそれは南仏的にみえる。しかし今日多くの支持者をもつのはアキテーヌ地方の宮廷語とみる説である。シャルル禿頭王は西南フランスのアキテーヌ地方と深い関係をもち、ボワチエに宮廷をもつたこともあった。9世紀のころにはボワチエなど北部アキテーヌ地方はまだ南仏オック語圏に含まれていたから、この説はフォーシェの考え方とも共通点をもつ。宮廷語説はスイスのミュレが最初に唱えたもので、かれによると『誓約』の用語はダンテの言う *aulicum et curiale vulgare* 「国王と宮廷の俗用語」だとされている。その論拠の一つは誓約の言語があまりに古めかしい *archaïque* なこと。さらに誓約のひな型とみられるコブレンツの誓約で用いられているラテン語の原文にきわめて近く、ほとんどその敷写しになっていることなどである。もともと書きことばとしてのロマン語はどこでも主に宮廷を中心に公文書体として発達した。それは中世ラテン語に倣った格調の高い俗語で、宮廷・法廷・官庁に共通して使用された。『誓約』からさらに30年ほどさかのぼるトゥールの公会議で布告された「俗なロマン語」も、おそらくこの宮廷の公用俗語の発展に力を貸したものと思われるが、この公文書体と一般民衆の話すロマン語との間にははっきりした区別があったのである。